

## 前橋市地域クラブ 活動規約

### 1. 【目的】

当クラブは、子どもたちの活動意欲を満たすとともに、スポーツを通じて社会性の向上や個性の伸長を図ることを目的とする。前橋市「適切な部活動の運営に関する方針」の趣旨を理解し、ただ単に勝利だけを目的とするのではなく、スポーツのもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じてスポーツに親しむ態度を育むことを目的とする。

### 2. 【名称】

当クラブは、「頂クラブ」と称する。

### 3. 【クラブ】

当クラブは、剣道競技を希望する、市内中学校 1年生から中学校 3年生までの生徒及びその保護者と指導にあたる成人等で構成する。

(2) 当クラブへの入会は、入会者本人とその保護者の連名及び捺印による同意書並びに誓約書の提出をもって行う。

(3) クラブを退く場合は、速やかに本人及び保護者の連名により退会届を提出する。

4. 【役員】※運営に必要となる役割分担を明らかにし、必要となるスタッフを集める  
当クラブには、保護者と指導にあたる成人等の中から次の役員を選任する。

- ・代表者 (1名) 武藤修孝
- ・指導者 (監督・コーチ) 武藤修孝
- ・監事・連絡責任者 武藤知紗
- ・会計・鳥山ゆきこ

役員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。

### 5. 【総会】

総会はクラブ員全員の参加を原則とする。毎年 4 月に総会を行う。総会では以下の内容について承認・決定する。

- ・代表者、監督、コーチ等の役員の選任及び中学生キャプテン、学年代表の選任・承認
- ・活動報告及び会計報告
- ・活動計画及び予算案
- ・その他審議事項

### 6. 【活動場所】

当クラブの活動拠点は「前橋第六中学校 第 2 体育館 (武道場)」とする。

### 7. 【活動日時】

当クラブの活動は 金曜日 19 時 00 分から 21 時 00 分まで。土曜日の 8 時 30 分から 11 時 30 分までの 3 時間とする。

(2) 警報発令時は原則行わない。

### 8. 【会費】

当クラブの会費は、ひとり月 500 円とし、月初めの活動日に会計が徴収する。

(2) 大会の遠征費や備品等の購入について必要な時は別途徴収する。

### 9. 【傷害保険】クラブとして「スポーツ安全保険」等に参加する

当クラブの活動に携わる全員が「スポーツ安全保険」に参加する。保険料は、会費をもってそれに充てる。

### 10. 【研修】

クラブの代表者・監督・コーチ及び保護者は、年間最低 1 回は自治体や協会、スポーツ少年団等が主催する指導者研修や自分たちで企画した研修会を受講し、暴力、暴言やハラスメントの防止、事故防止、救命救急等に対する知識・理解を高める。

### 11. 【その他】

本規約に記載されていないことについては、クラブ代表者が総会に諮って決定する。

【附 則】本規約は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。